

マタコン島小論（2）

19世紀アフリカ西海岸における
ある小島の使用・所有・領有をめぐる動態

落合 雄彦*

Matacong Island (2): Questions of Ownership During the Nineteenth Century

Takehiko OCHIAI

目次

1. 問題意識
 2. ノーザン・リヴァーズ地域概観——19世紀初頭以前
 3. マタコン島をめぐる権利の設定とモリア紛争——1802-1826年
 4. ナタニエル・アイザックスの交易活動——1844-1854年
〔以上、第10号掲載〕
 5. 西アフリカ委員会決議とフランスの進出——1865-1867年
 6. 領土交換交渉——1866-1876年
 7. マタコン島事件——1879年
 8. 境界線画定——1881-1889年
 9. フランスによるマタコン島占領——1891年
 10. むすびに代えて
- 参考文献

〔以上、本号掲載〕

* おちあい・たけひこ：龍谷大学法学部助教授 アフリカ政治
Associate Professor of African Politics, Faculty of Law, Ryukoku University.

5. 西アフリカ委員会決議とフランスの進出

—1865—1867年

アフリカ植民地分割がまだ本格化していなかった1860年代、イギリスがアフリカ西海岸に有していた公式領土は、シエラレオネ、ガンビア、ゴールド・コースト、ラゴスというごく小規模な4つの植民地にすぎなかった。しかし、当時のイギリス本国では、こうしたわずかばかりの西アフリカ植民地の維持あるいは縮小を唱える声は聞かれても、その拡大を求める声はほとんど聞かれなかった。西アフリカ交易に従事する商人は、イギリスの植民地拡大によって政府の保護が受けられるようになることは歓迎したが、逆にそれによって関税や停泊料といった新たな負担を強いられたり、政府の様々な規制を受けたりすることには難色を示した。また、政府も西アフリカ植民地の拡大には積極的ではなかった。外務省や海軍省は、奴隷貿易の取締りという観点からイギリスの西アフリカ進出には比較的前向きな姿勢を示したものの、財務省や植民地省は、新たな財政負担や政治責任が生じることを警戒して、西アフリカにおける植民地拡大にはかなり慎重であった⁽⁴⁹⁾。

そうしたなか、1865年6月、イギリスの西アフリカ植民地政策の指針に関する決議が、議会内に設置された特別委員会において採択された。この1865年報告書は、「西アフリカ入植地の歴史において最も多く引用されてきた文書」⁽⁵⁰⁾となったばかりか、イギリス帝国史における「小イギリス主義の時代」としての1860年代のいわば象徴として、後世の研究者によって好んで参照される極めて重要な文書となった。

1865年決議が採択される上での直接の発端となったのは、1863—1864年にゴールド・コーストで展開されたアシャンティ (Ashanti) 戦争であった。ゴールド・コーストの内陸部を支配するアシャンティ王国と沿岸部を勢力圏下に置くイギリスの間で展開されたこの戦争によって、イギリス側は13名の士官を含む犠牲者を出し、これが契機となってイギリス議会は、これ

までの西アフリカ植民地政策を総点検し、今後の方針を検討するための特別委員会の設置を決めたのである。

こうして設けられた「アフリカ（西部海岸）特別委員会」(The Select Committee on Africa (Western Coast)：以下、西アフリカ委員会と略す)は、エドワード・カードウェル (Edward Cardwell) 植民地相を含む17名の委員から構成され、チャールズ・アダーリー (Charles Bowyer Adderley) 議員が委員長を務めた。同委員会は、1865年3月に審議を開始し、その後3ヵ月間にわたって関係者からの意見聴取と討議を集中的に行ったのち、以下のよ
うな7条からなる決議を採択した。

第1条 イギリス政府が、西アフリカ海岸にあるいかなる入植地あるいは設営地 (engagements) からも全面的あるいは即座に撤退することは、可能ではない。

第2条 ガンビア入植地については、河口から150マイル上流にあり、もはや占拠されていないマッカーシー島 (M'Carthy's Island) の放棄によって縮小が可能である。同入植地は、可能な限り河口部に限定されるべきである。

第3条 領土のさらなる拡大、政府の樹立、現地部族に対していかなる保護をも提供する新たな条約も、得策ではない (inexpedient)。私たちの政策目的は、おそらくシエラレオネを除くすべての植民地からの完全撤退を念頭に置きながら、私たちがすべての政府運営を現地住民により一層移管することを可能ならしめるようにするために、彼らの資質の発揮を奨励するものでなければならない。

第4条 この非拡張政策は、新たな入植地については例外を認めないが、特別な場合においては、すでに所有する入植地のより効率的かつ経済的な統治のために必要な手段としては、それを完全に禁止するものではない。

第5条 1842年に西アフリカ諸政府を分離した理由はもはやみられな

いので、4つの入植地すべてを統轄する中央政府をシエラレオネに再び設置し、副政府間を汽船によるコミュニケーションで連結するようにすることがのぞましい。

第6条 証言によれば、そうした中央支配が確立されると、大幅な政府支出の削減とともに効率性の全般的な増大を期待することができる。

第7条 新たに獲得された領土であるラゴスでは、イギリスの法律と抵触する家内奴隷制をめぐる現地住民の慣習が、かなりの程度存在する。また、ラゴスはローカルな多くの困難に取り囲まれており、本委員会は、それが可能な限り速やかに終息することを期待しつつ、こうした状況が政府の注意を喚起するに値するものであると考える⁽⁵¹⁾。

このように、1865年西アフリカ委員会決議は、アフリカ西海岸におけるイギリスの非拡張（non-extension）とシエラレオネを除くすべての西アフリカ植民地からの究極的な撤退を勧告したのであった。しかし、その一方で、同決議では、第1条のなかで即時撤退には慎重な姿勢が示されていたり、第4条によって既存の英領植民地が部分的に領土拡大しうる余地が残されたりもしていた。このように、1865年決議のなかには、西アフリカ植民地からの撤退を主張する意見とその維持存続を主張する意見がいわば混在していたのであって、その意味では、それは妥協の産物であったといえる。また、同決議によって謳われた非拡張政策は、早くも1870年代初頭には現実の西アフリカ植民地政策に適用できないことが明らかになり、1870年代中葉までには完全に放棄されてしまう。そして、その後イギリスは、西アフリカにおいて帝国主義的な領土拡張路線を歩んでいくことになるのである⁽⁵²⁾。しかし、本稿が考察対象とするマタコン島とその周辺地域に関してのみえば、やはり1865年決議がイギリスの政策に与えたインパクトは、けっして小さくなかったといえる。

西アフリカ委員会が「イギリスは西アフリカから撤退すべきかどうか」

をウェストミンスターで議論していた最中の1865年5月、ノーザン・リヴァー
ズのムラコリ川流域では紛争が発生していた。同紛争は、モリア国の最高
首長が死去したのを受けて、マリギ (Maligy) とボッカリー (Bokkari) と
いう人物が後継者の地位をめぐる戦ったものであった⁽⁵³⁾。

ところで、もともとノーザン・リヴァーズで最も交易活動が活発な地域
は北部のヌネズ川流域であったが、1860年代になると、フータ・ジャロン
からの交易ルートに位置し、落花生栽培が盛んな南部のムラコリ川流域で
の交易量が、前者のそれを凌駕するようになっていた。そして、これに伴っ
て、落花生需要が高いフランスの商船がより頻繁にムラコリ川やマタコン
島の周辺地域に来航するようになり、また、ゴレ (Gorée) に拠点を置く
ガスパール・ドゥヴェ (Gaspard Devès) といったフランス人商人が同地域
に進出してくるようになっていた。

そうしたなか、モリアで新たな紛争が勃発すると、ムラコリ川流域に進
出し始めたフランス人を含むヨーロッパ人やクレオールの人々たちは、当
初、同地域を事実上の勢力圏下に置くイギリスが紛争解決のために介入し
てくれるものと期待していた。事実、シエラレオネ政府も、1865年7月、
本国政府に対して、紛争解決のためにモリア国の沿岸部を併合し、そこに
1826年条約にもとづいて税務官や駐在官を派遣するという介入案を打診し
ていた。しかし、その提案がちょうど非拡張政策を勧告した西アフリカ委
員会決議の直後の時期にあたってしまったために、同提案は植民地省によっ
て一蹴されてしまう。すると、イギリスが介入に慎重であるとみたセネガ
ルのジャン＝マリ＝エミール・ピネ＝ラプラード (Jean-Marie-Emile Pinet-
Laprade) 総督は、1865年7月、まずムラコリ川流域に艦艇を派遣し、一
方の紛争当事者であるボッカリーに圧力をかけて、彼の部隊がフランス人
商人ドゥヴェに与えた損害への賠償の支払いを約束させる。そして、同総
督は、同年11月、今度はもう一方の紛争当事者であるマリギに代理人を送
り、彼をモリア国の唯一正当な最高首長として認める代わりに、同国をフ
ランスの保護下に置くことを認めさせる条約⁽⁵⁴⁾の調印に成功した。また、
1866年にマリギが殺害されると、同年12月、ピネ＝ラプラード総督

は今度は自分自身でフリータウンに赴き、ムラコリ川流域をフランスの勢力圏下に置くことによってモリア国の紛争を終結させるというフランス側の基本路線を、当時西アフリカ委員会決議に拘束されていた、シエラレオネのサミュエル・ブラッコール (Samuel Wensley Blackall) 総督に受け入れさせた。そして、ピネ＝ラプラード総督は、その足でノーザン・リヴァーズに向かい、フランスへの不信感を示すボッカーリーに対して、モリア国がフランスの保護下に入ることを受け入れなければ戦争も辞さないと迫り、保護条約⁽⁵⁵⁾を半ば強制的に受諾させてしまうのである。さらに同総督は、1867年にはムラコリ川南岸のバンティ (Binty, Benty) に軍隊の駐屯所を設置している⁽⁵⁶⁾。

こうして、19世紀前半まで商業的にも政治的にもイギリスの影響力が強かったノーザン・リヴァーズは、同世紀中葉以降、フランスの商業圏と勢力圏のなかに急速に組み入れられていくこととなった。前述のとおり、フランスの商人は、落花生を求めて同沿岸部に進出するようになり、フランス政府も、イギリスが1865年西アフリカ委員会決議によっていわば自己呪縛されている状況を尻目にノーザン・リヴァーズの諸首長と条約を次々に結び、バンティのほか、1866年にはヌネズ川南岸のボケ (Boké) とポンガス川河口のボッファ (Boffa) にもそれぞれ駐屯所を設置するなど、同地域における地歩を一挙に固めていった。

しかし、1860年代当時、フランスはノーザン・リヴァーズの植民地化を必ずしも目指していたわけではなかった。当時のフランスが何よりも植民地化を望んでいたアフリカ西海岸の地域、それは英領ガンビアであった⁽⁵⁷⁾。

6. 領土交換交渉

——1866—1876年

1860年代、イギリス本国政府のなかには、ガンビア植民地からの早期撤退を求める声が強まりつつあった。ガンビアは、ガンビア (Gambia) 川に沿って細長く形成されたごく小さな植民地であり、そこでは17世紀以来イ

ギリスの特許会社や商人が交易活動を展開していた。しかし、ガンビアが正式に英領植民地になるのは、同地がシエラレオネに編入された1821年のことである。その後ガンビアは、1843年にシエラレオネから分離されて独立した植民地となったが、その財政はほぼ慢性的な赤字を計上し⁽⁵⁸⁾、イギリス本国は毎年のようにガンビアに補助金を投入しなければならなかった。しかも、19世紀前半には、ガンビアでの交易活動は、イギリス人よりもむしろフランス人の商人によって主に担われるようになっており、同植民地の輸出の約9割を占める落花生もその約4分の3がフランスに向けて輸出されるようになっていた。つまり、イギリスは、自国の利益のためではなく、フランス人商人の交易活動を守り、フランスへの落花生の安定供給を維持するためにガンビア植民地の統治コストを負担するような状況に陥っていたのである。こうしたこともあって、1865年西アフリカ委員会決議では、特にガンビアについての言及がなされ、その即時縮小が勧告されたのであった。

イギリスがガンビアを無用の植民地とみなしたのに対して、フランスは同地をたとえ多くの代償を払ってでも獲得したい重要な領土と考えた。それは、単にフランスがガンビアに商業的な利権や関心を有していたからだ

図6 アフリカ西海岸（1865年頃）



(出所) 筆者作成。

けではなく、政治的な判断から導き出されたものでもあった。当時、セネガルから西アフリカ内陸部に進出することを考えていたフランスは、それに抵抗しようとする現地勢力と各地で衝突を繰り返していたが、そうした反仏諸勢力への武器の供給ルートを断つとともに、内陸部への進出をより容易なものとするためには、ガンビア植民地、より厳密に言えば、ガンビア川とその流域を支配下に置くことが必要とされていたからである⁽⁵⁹⁾。

英仏がガンビアをめぐる領土交換をするという考えは、少なくとも1861年頃にはすでに両国政府関係者の中で非公式に俎上に載せられていたようであるが⁽⁶⁰⁾、フランスが領土交換をイギリスに正式に申し込んできたのは、西アフリカ委員会決議採択後の1866年になってからのことである。同年3月、フランス政府は、イギリス政府に対して、イギリスが領有するガンビア植民地とフランスがコートジボアールに有するグラン・バッサム(Grand Bassam)、ダブ(Dabou)、アッシニ(Assinie)という3つの拠点を交換したいとの意向を伝えてきた。さらに、フランスは、1867年8月には、コートジボアールの3つの拠点に加えてガボン(Gabon, Gaboon)をイギリスに譲渡する余地があるとも通達してきた⁽⁶¹⁾。

他方、ガンビアからの撤退を検討していたイギリス政府、特に植民地省は、こうしたフランスの提案を当初歓迎したが、やがて領土交換に対して慎重な姿勢に転じ、フランスに対しては正式な回答をなかなか示そうとはしなかった。しかし、そうしたなか、かねてからフランスによるノーザン・リヴァーズへの進出を危惧していたシエラレオネのケネディ総督が、植民地省に対して、ガンビアを含むノーザン・リヴァーズのデンビア(Dembia)川以北の地域をフランスの勢力圏とする代わりに、コートジボアールを含む同川以南の地域をイギリスの勢力圏とするという独自案を提起し、1870年2月、イギリス政府は、ケネディ案に沿った提案を正式にフランス側に対して示した。

フランスは、このイギリスによる逆提案を歓迎した。しかし、ガンビアに関係するイギリス人商人、宣教師、さらにはイギリス国内の商業会議所などがフランスへのガンビアの譲渡に強く反対したこと、また、1870年7

月に普仏戦争が勃発し、フランスが戦争状態に陥ってしまったこと等があった。結局、同年、英仏間の領土交換交渉は一旦中断されることとなった。

1874年4月、フランス側は、中断されていた領土交換交渉の再開をイギリス側に正式に申し込んだ。これに対して、イギリスは、1875年7月、南はボンガス川から北は当時のフランス領の北限までをフランスの勢力圏とし、逆に北はボンガス川から南はガボンまでをイギリスの勢力圏とする独自の領土交換案を提示した。同提案は、事実上、ガンビアというわずかな植民地をフランスに譲渡する代わりに、ニジェール（Niger）川河口部を含む、ノーザン・リヴァーズのボンガス川以南のアフリカ西海岸一帯をすべてイギリスのものとする、極めてイギリス側に有利な提案であった。フランスは、このイギリスの大胆な提案に戸惑ったが、それでも領土交換交渉を断念しようとはしなかった。しかし、結局、1876年3月、イギリスは、フランス側がイギリス提案に難色を示していることを口実に、フランス政府に対して領土交換交渉の打ち切りを一方的に通達した。

もし仮に、この英仏間の領土交換交渉が何らかの形で合意されていたとするならば、その後の西アフリカ植民地分割、さらには独立後の西アフリカ諸国家の様相は、今日のそれとは大きく異なったものとなっていたであろうし、何よりも本稿が考察対象とするマタコン島は、おそらくその後フランス領とはならず、イギリスの「公式帝国」のなかに編入されていたにちがいない。

7. マタコン島事件 ——1879年

英仏本国政府間の領土交換交渉が失敗に終わると、ノーザン・リヴァーズでは、シエラレオネ側とセネガル側の対立が一挙に顕在化していく。まず、1876年6月、イギリスの植民地省が、シエラレオネのサミュエル・ロウ（Samuel Rowe）総督に対して、1826年条約にもとづいてマタコン島に行政権を設定することを認めた。そして、これを受けて、シエラレオネ政

府は、1877年3月、同島が1826年以来英領であるとの公告を発表するとともに、そこでの関税徴収のための準備に着手し始めた。また、シエラレオネ政府は、1877年5月、サモ国の首長などと条約を結び、フランスの駐屯所があるバンティを含む、ムラコリ川から大スカーシーズ川までの海岸線の主権を獲得する。さらに、ロウ総督は、1877年から1878年にかけて、ムラコリ川、大スカーシーズ川、フォリカリア川を密かに訪れ、各地で首長と会談して勢力圏の拡大を図った。そして、その上で1879年2月末、ロウ総督は、シエラレオネ政府がイギリスの支配下にあるスカーシーズ川周辺の沿岸部において同年5月より関税の徴収を開始する、と正式に発表したのである⁽⁶²⁾。

このように、シエラレオネ政府が、英仏本国政府間の領土交換交渉の不成立を受けて1870年代後半にノーザン・リヴァーズでの関税徴収を急いだひとつの要因は、「大不況」にあった。1873年から始まった「大不況」によってパーム油といった一次産品の価格は下落し、シエラレオネの貿易額は大きく低迷した。また、1872年に内陸部で用いられる生活必需品への関税率が引き上げられたのを機に、課税対象となる品物を非関税のノーザン・リヴァーズ経由で輸入する動きが広がり、シエラレオネの関税収入は大きく落ち込んだ。こうした状況のなか、財源の多くを関税収入に依存するシエラレオネ政府は、その財政基盤強化のために関税徴収の範囲をノーザン・リヴァーズにまで拡大する必要に迫られていたのである⁽⁶³⁾。

こうしたシエラレオネ側によるノーザン・リヴァーズでのいわば勢力巻き返しと関税徴収の動きは、セネガル側の危機感と反発を煽った。この当時、マタコン島などで活動するランダル・アンド・フィッシャー社やわずかなシエラレオネ商人を除けば、ノーザン・リヴァーズでの交易はほぼフランス人商人によって担われるようになっており、シエラレオネ政府による関税徴収は、事実上フランス人商人への課税を意味していた。また、シエラレオネによる関税徴収を許せば、ノーザン・リヴァーズにおけるイギリスの主権を事実上認めることにもなりかねなかった。そこで、セネガルのルイ＝アレクサンドル＝エスプリ＝ガストン・ブリエール・ド・リル

(Louis-Alexandre-Esprit-Gaston Briere de l'Isle) 総督は、1877年6月、モリア国のボッカーーとの間でフランスの支配権を再確認するための条約を締結し、さらに同年、ムラコリ川流域のバンティ駐屯所がシエラレオネ側によって包囲されることを回避するため、バンティの対岸にある町に部隊を派遣し、そこでの主権の表明として関税の徴収を開始した。そして、ブリエール・ド・リル総督は、シエラレオネ政府による1879年2月の関税徴収予告への対抗措置として、翌3月、マタコン島に部隊を派遣して同島を占拠し、そこにフランス国旗を掲揚してしまうのである。これが、いわゆる「マタコン島事件」である。

マタコン島占拠の報を訪問先のガンビアで受けたロウ総督は、激怒する。そして、すぐにゴレに渡り、そこからブリエール・ド・リル総督に抗議の電報を打って同島からのフランス部隊の即時撤退を求めた。ところが、その後ロウ総督は、事件の前年にマタコン島の主権がベレイラの首長によってフランスに譲渡されていた、という事実を知らされるのである。

マタコン島の主権がフランスに渡った経緯は、複雑かつ錯綜している。ある証言によれば、その流れは次のようなものであった。1850年代、同島の賃貸借契約書(賃貸人用原本)は、まだモリア国の最高首長のもとにあったが、ある最高首長の死後、フォディ・ハーフィー(Foday Harfee)とフォディ・ワイズ(Foday Wise)という人物が後継者争いをするようになる。ハーフィーは、母親が自由民であり、モリア国の多くの自由民の支持を集めた。これに対して、ワイズの母親は家内奴隷であったので、彼は奴隷側の支持をえていた。家内奴隷たちは、ハーフィーよりも年長者であるワイズが最高首長に選出されなければ、彼とともに死ぬ覚悟であると主張したため、奴隷の反乱を恐れた自由民のなかには、ワイズ支持に傾く者も出るようになる。特に、家内奴隷の人口が他の町と比して多いベレイラの町では、奴隷の反乱は深刻な問題であった。そこで、この状況をみたワイズは、ベレイラの人々の支持を集めるためにマタコン島の賃貸借契約書をその首長に渡し、将来ベレイラの首長が同島の賃料を受け取ることができると約束したのである。こうしてマタコン島の賃貸借契約書の原本は、モリア国

の最高首長の管理下からベレイラの首長のもとへと渡ってしまい、フランスがマタコン島を占拠する前年の1878年、ベレイラの当時の首長であるソリー・フィーケ（Sorie Feekeh）が同島の主権をフランスに譲渡してしまったというのである⁽⁶⁴⁾。

また、別の証言によると、もともとモリア国にいた首長が、身内の争いごとをめぐるマリアの首長を訪問した折に、後者にマタコン島の賃貸借契約書をあくまで一時的に預け、それがフォリカリアを経由してベレイラに渡ったとされる。そして、ベレイラの首長であるフィーケが、賃貸借契約書を持っていることを根拠に自分がマタコン島の所有者であると主張し、やはりフランスに同島の主権を渡してしまったというのである⁽⁶⁵⁾。

この2つの証言に共通しているのは、もともとモリアの最高首長が保管していたマタコン島の賃貸借契約書原本が、なんらかの理由によってベレイラの首長の手に渡り、その首長であるフィーケが、権利がないにも拘わらずフランスに同島の主権を渡してしまった、という点である。そして、セネガル側はこのベレイラの首長との合意を根拠に1879年にマタコン島を占拠したというのである。

マタコン島事件が発生すると、シエラレオネとセネガルの間の緊張は一挙に高まった。ロウ総督は、事件発生から間もない1879年4月9日にマイケル・ヒックス・ビーチ（Michael Edward Hicks Beach）植民地相に宛てて記した書簡のなかで、次のように述べている。

フランスによるマタコン島の占拠は、（キコンケ [Kikonkeh] 島⁽⁶⁶⁾をめぐるフランスとの対立よりも）はるかに重大な案件であり、筆舌に尽くし難いほどの危惧と困難を私に与えてきました。

私が（ガンビアから）フリータウンに着いた日の朝、マニア（Maniah）川のワンカフォン支流にあるスンプヤ地区の主要な町ワンカフォンから使者が到着していました。そのうちのひとり、マタコン島がイギリス政府に譲渡されることを定めた1826年条約の署名人であるサンキー・ブリマ（Sanky Brimah）の孫であり、この首長が私に

最初に訊ねてきたのは、「イギリス政府は、マタコン島をフランス人に譲ってしまったのか」という質問でした。「ワンカフォンから来る途中、いつものようにマタコン島に立ち寄ったところ、そこでフランス国旗が揚げられているのを発見した。私は、すぐにそこを去り、フリータウンにきた。イギリス政府があつた島をフランス人に与えてしまったのかどうかを知りたい。なぜなら、マタコン島がイギリス人に与えられたとき、私の祖父が、スンプヤ国の王と首長を代表してダラ・モドゥとともに派遣され、マタコン島に対する彼らの権利をイギリス人に譲り渡したからだ。そのとき、(トゥーレ家の長である)アムラも等しく彼の権利を放棄した」。一体こうした人々に対して、私はどのように答えればいいのか、是非ともお聞かせ頂きたいと思います⁽⁶⁷⁾。

このように、1879年のマタコン島事件は、当時のシエラレオネ政府を震撼させたのであった。同政府にとって、それはいわば「西アフリカでのイギリスの影響力に対するフランスによる初めての重大な挑戦」⁽⁶⁸⁾として映ったのであり、シエラレオネ政府側は、セネガル側の強硬な領土拡張傾向に対して危機感を一挙に募らせた。しかし、マタコン島事件に対する英仏本国政府の対応は、それとは対照的にかなり冷静なものであった。ヨーロッパにおける英仏協力関係を重視するウィリアム・アンリ・ワディントン(William Henry Waddington) 仏外相は、イギリス本国政府に対して、マタコン島占拠は本国の許可なしに行われたものであると説明して理解を求めた。その上で、同外相は、両国間の交渉が決着するまで地域の現状を維持するとの約束をイギリスから取り付けた上で、セネガルのブリエール・ド・リル総督に対して、マタコン島からの部隊の撤収を命じた。これに対して、イギリスのソールズベリー(Robert Arthur Gascoyne-Cecil, 3rd Marquis of Salisbury) 外相も、対仏関係重視の観点から、マタコン島事件についてはあくまで冷静な姿勢を示し、ワディントン仏外相の説明を了承した⁽⁶⁹⁾。

その後、英仏本国政府の間では、ノーザン・リヴァーズを含むアフリカ西海岸の領土分割について意見交換が断続的に行われ、その過程のなかで、

イギリスがマタコン島を含むスカーシーズ川以北を放棄する代わりに、フランスが同川以南の地域と現ベナン共和国のコトヌ（Cotonou）をイギリスに譲るといったソールズベリー案などが協議された。しかし、マタコン島とコトヌを英仏間で交換することを骨子とする同提案は、イギリスにおける1880年の自由党政権の成立、フランスにおける商人側の反対などもあって、やがて顧みられなくなっていった⁽⁷⁰⁾。

8. 境界線画定 —1881—1889年

マタコン島事件は、英仏本国政府間の外交交渉によって打開が図られた結果、当面ノーザン・リヴァーズの現状を維持する代わりに、フランスが部隊を撤退させることで一応の決着をみた。しかし、シエラレオネとセネガルの植民地政府は、その後も現地首長との新たな条約の締結や関税徴収の動きなどをめぐって対立したため、英仏本国政府は、両国間の不必要な摩擦と衝突を回避するために、ノーザン・リヴァーズにおける領土問題について協議する委員会を設置した。そして、1882年6月、同委員会での合意事項にもとづいて両国間で条約が調印された。

この1882年条約は、ノーザン・リヴァーズにおける英仏の境界線の設定とマタコン島の帰属について次のように定めた。

第1条 イギリスとフランスがアフリカ西海岸シエラレオネ以北地域にそれぞれ領有する、あるいは領有を主張する領土間の境界線は、スカーシーズ川とムラコリ川の間流域に設定される。……

しかし、前述の境界線は、スカーシーズ川の完全な支配がイギリス側に、また、ムラコリ川の完全な支配がフランス側にそれぞれ帰属するように設定される。……

第2条 イギリスが前述の境界線の南側からシエラレオネ植民地の南限までの間のアフリカ西海岸に領有する、あるいは領有を主張

するすべての諸島とイエルボヤ (Yelboyah) 島は、フランスによってイギリスに帰属するものとして認められ、他方、フランスが前述の境界線の北側からヌネズ川までのアフリカ西海岸に領有する、あるいは領有を主張するすべての諸島とマタコン島は、イギリスによってフランスに帰属するものと認められる⁽⁷¹⁾。

こうしてノーザン・リヴァーズにおける英仏の境界線は、ムラコリ川とスカーサイズ川 (事実上、大スカーサイズ川) の間の流域、ちょうどサモ首長国が位置する地域を南北に分断する形で設定されることとなった。そして、これに伴って、マタコン島は正式にフランスに帰属することが合意された。

ところが、その後、1882年条約は、フランス議会によって批准を拒否されてしまう。同条約がアフリカ西海岸におけるフランスの勢力圏の北限を明確に設定していないために、もしそれを批准すれば、同海岸北部へのイギリスの進出を許すことにもなりかねないというのが、フランス議会における批准反対派のひとつの主張であった⁽⁷²⁾。しかし、フランスによって正式に批准こそされなかったものの、1882年条約は、その後も英仏両国によって事実上の合意事項として尊重されるようになる。そして、1889年8月、両国は、ガンビアやシエラレオネを含むアフリカ西海岸各地の境界線に関する合意を結び、シエラレオネ北部に関しては、マタコン島などについての具体的な言及こそはなかったものの、1882年条約の合意事項が事実上再確認されることとなったのである。

9. フランスによるマタコン島占領 ——1891年

前述のとおり、アイザックスは、1869年からマタコン島をランダル・アンド・フィッシャー社に転貸するようになった。また、1872年に彼が死去すると、同社はその相続人であるマニング夫妻と転貸借契約を結んで同島

を引き続き使用した。しかし、ランダル・アンド・フィッシャー社は、1879年から1880年頃にはマタコン島でのビジネスから事実上撤退し、1881年12月にはマニング夫妻との契約を正式に解消している。同社がマタコン島から撤退した理由は定かではないが、前述のとおり、1870年代後半にはシエラレオネ政府が同島での関税徴収の動きをみせ、また、1879年にはセネガル政府が同島を一時占拠するという事件が起きており、そうしたマタコン島をめぐるビジネス環境の変化が同社の撤退に影響していたであろうことは想像に難くない。

ランダル・アンド・フィッシャー社がマタコン島から撤退することが明らかになると、マニング夫妻は、その後の同島の処分についてリチャード・フィルポット (Richard Philpott) というリヴァプール (Liverpool) の商人に相談をもちかける。これに対して、フィルポットは、彼がマタコン・ノースウェスト・アフリカ社 (Matacong and Northwest African Company) という新会社を設立してマタコン島の利用権を買い取り、同島でビジネスを展開することを提案した。そして、マニング夫妻はこの提案にしたがい、まず1881年11月にマタコン島の権利をフィルポットに4,100ポンドで売却し、それを今度はフィルポットが1883年4月に1万ポンドで新会社に正式に転売した。しかし、このときすでに同社はリヴァプールのジェームズ・ボーデン社 (James Bowden & Company) の共同経営者3名に4,000ポンドの負債を抱えていたため、同月、マタコン島の利用権は債務が返済されるまでの間ボーデン社に移管されることとなり、1887年3月には完全に同社の所有となった⁽⁷³⁾。

1884年12月、ボーデン社は、マタコン島が1882年条約によってすでにフランス領となっていることをフランス政府から知らされて驚愕し、同月、事務弁護士を通じてイギリス外務省に事実確認の書簡を送っている。これに対して、1885年1月、植民地省は同社の事務弁護士に回答を送り、1882年条約はまだ批准されてはいないものの、それは両国政府間の事実上の合意事項となっており、同条約によってたしかにマタコン島はフランス領とされていることを確認する。その後、ボーデン社は、利用権者への事前相

談もなくマタコン島の主権がフランスに移管されてしまったことをイギリス政府に抗議するとともに、マタコン島を引き続き免税地域として利用することができるようにフランス政府に対して働きかけてほしいと依頼したが、結局、イギリス政府からは好意的な回答をえられなかった⁽⁷⁴⁾。

そうしたなか、ボーデン社は、1891年、現在のナイジェリア南部のオイル・リヴァーズ（Oil Rivers）で交易活動を展開していたテイラー・ラフランド社（Taylor, Laughland & Company）というグラスゴー（Glasgow）の会社⁽⁷⁵⁾にマタコン島を10年間契約で転貸し始める。そして、テイラー・ラフランド社はスミス（M. H. Smith）という人物と3年間のエージェント契約を結び、同年6月、彼をマタコン島での交易活動のために派遣した。

1891年7月にマタコン島に到着したスミスは、同島の規模の大きさ、稲作地や牧草地の豊かさなどに驚嘆するとともに、これから開始する交易活動の展望について次のように述べている。

交易の展望——私は、どうやってこの地がかくも長期にわたって本格的な商館もなく放置されてきたのか、まったく理解することができない。将来の事業の収益を考える上で、私は最もよいときにこの地に来ることができた。白人が到着したという知らせが広まり、マタコン島の近隣諸地域からほとんどの主要な人々が私に会いに来た。毎日、代表団が私のところにやってきては、交易品をもってくと約束してくれた。……ゴムは豊富にあるようにみえる。すでに、獣皮、皮、落花生、パーム核、パーム油の提供を受けた。この島は、地域の中心部に位置しているため、交易の重要な拠点となるにちがいない⁽⁷⁶⁾。

このように、スミスは当初、マタコン島における交易活動に楽観的な展望を抱いていた。ところが、到着から2ヵ月後の1891年9月になると、事態は一変する。まず、同月11日、フォリカリアから来たという武装した現地人の一団がマタコン島に上陸し、島民を捕まえて暴行を加えたり、その所持品を奪ったりするという事件が起きた。スミスがその行為に対して抗

議すると、彼らはフランス側の承認を受けて行ったことだと語って立ち去る。さらに同月16日には、今度はフランス側の兵士5名がマタコン島を訪れ、スミスが白人であることを確認すると、司令官が彼との面会を希望していると伝達してきた。そして、同月19日、スミスがシエラレオネ植民地を訪問するためにマタコン島を出航した直後に、フランスの部隊が同島に上陸し、掲揚されていたイギリス国旗を降ろしてそれを引き裂いた上で、同島にいたスミスのゲストであるチャールズ・マックフォイ (Charles MacFoy) というアフリカ系人の青年を拘束してしまったのである。マタコン島出航直後にフランス部隊の船と遭遇していたスミスは、すぐに同島に引き返し、イギリス国旗が降ろされているのを発見すると、国旗の掲揚を再び行った。そして、スミスは、マックフォイと同様、フランス部隊にその場で身柄を拘束され、コナクリに移送された。数日後、スミスは釈放されたが、マックフォイはその後15日間にわたってフランス側に拘留された⁽⁷⁷⁾。

このフランスによるマタコン島占領の知らせは、スミスからの電報によってイギリス本国のテイラー・ラフランド社にまず入り、同社からすぐにボーデン社に伝えられた。その後、ボーデン社は、イギリス政府に対して書簡を送り、フランスの部隊によるマタコン島の占拠に対する謝罪とその際に兵士がスミスとマックフォイに加えた危害への賠償をフランス本国政府に対して求めるように請願した。しかし、植民地省は、マタコン島がすでにフランスの領土であり、そこでのイギリス人の権利については外務省の管轄であるとしてまったく取り合わなかった⁽⁷⁸⁾。他方、外務省も、フランス側と交渉こそしたものの、同事件はもともとマタコン島が仏領であることに對するスミスの無知に起因しているものであり、また、フランス部隊によるスミスらへの危害についてもそれを立証する十分な証拠はないとして、ボーデン社の要請をほぼ全面的に退けた⁽⁷⁹⁾。

1891年10月24日付の『タイムズ』(*The Times*) 紙は、この事件を以下のとおり短く報じた。同記事には若干の誤謬がみられるが、とりあえず原文をそのまま翻訳して挙げておきたい。

イギリス臣民への暴行事件

アフリカ西海岸にあるマタコン島はイギリスの保護下に一切ないことが正式に発表された。同島のイギリス人土地所有者であり、イギリス国旗を掲揚したスミス氏に対する危害の報告は、真剣に取り上げられなかった。というのも、スミス氏にはイギリス国旗を掲揚する権限はないからである。同島は、1879年と1882年にフランス側に譲渡され、同条約は批准こそされなかったものの、以来マタコン島はフランスの支配下に入った。1889年、フランスに同島を譲渡する合意が同国との間で調印された。シエラレオネの総督代理であるクルークス（Crooks）少佐は、まだ同事件について外務省に報告を行っていない⁽⁸⁰⁾。

1891年にフランス部隊がマタコン島を占領して以後も、ボーデン社は、自社が同島に所有する権利をフランス側に認めさせようとしてイギリス外務省に働きかけを続けた。しかし、ボーデン社が有する権利の範囲の認定や仲裁方法などをめぐって、同社、イギリス政府、そして、フランス政府の3者間の交渉は難航し、少なくとも1898年8月の時点では、フランス側が受け入れた私的仲裁をボーデン社側が拒否したために、両者間の紛争は解決されないままとなっていた⁽⁸¹⁾。

その後、マタコン島をめぐるボーデン社とフランス政府との紛争がどのような決着をみたのかは、定かではない。しかし、少なくともここで指摘しておかなければならないことは、19世紀末、マタコン島は交易拠点としての競争力と重要性をすでに失いつつあったという事実である。少なくとも1880年代までは、落花生に代表されるノーザン・リヴァーズの一次産品は、不定期な小型商船によってフランスなどに直接輸出されていた。しかし、西アフリカ航路の定期蒸気船が増加し、また船舶の大型化が進んだこともあって、1890年代には、ノーザン・リヴァーズの一次産品の多くは、比較的大規模な港湾施設をもつフリータウンなどに一旦集積され、そこから大型貨物船で輸出されるようになっていたのである⁽⁸²⁾。

1891年にマタコン島に到着し、その直後にフランス部隊によって身柄を一時拘束されたスミスは、前述のとおり、同島での交易活動については当初かなり楽観的な予測を抱いていた。しかし、このときすでにノーザン・リヴァーズにおけるいわば「商館の時代」は、19世紀の幕引きとともにその終わりの始まりを迎えつつあったのである。

10. むすびに代えて

本稿では、かつてノーザン・リヴァーズと呼ばれていた地域（現ギニア共和国沿岸部）に位置するマタコンという小さな島に焦点をあて、英国パーミンガム大学図書館所蔵「マタコン島（西アフリカ）ペーパーズ」の史料を主に用いながら、19世紀における同島の使用・所有・領有の動態を詳細に記述してきた。ここでは最後に、その長く複雑な議論の流れを簡潔に整理し、本稿のむすびに代えたい。

まず、マタコン島の「所有」をめぐる推移から整理したい。18世紀までにマタコン島に定住した住民の多くは、サモ＝ブロムあるいはそれにテムネなどを加えたウェストアトランティック語群に属する民族諸集団であった。しかし、19世紀に入って、マタコン島は、対岸のマンデ語群北マンデ系の首長によってその所有が主張されるようになる。その後、1825年、モリア国の首長アムラがガッビドンとサヴェイジというシエラレオネ商人との間で契約を結び、年間100鉄棒の賃料で彼らに同島を賃貸するようになった。ところが、アムラとその後継者がマタコン島の正当な所有権者を主張し続ける一方で、同島の賃貸借契約書（賃貸人用原本）がなんらかの理由によってベレイラの町の首長に渡ることになり、やがて同首長もまた、契約書の保有を理由に同島の所有権者を主張するようになる。

他方、マタコン島の「使用」については、前述のとおり、まず1825年にシエラレオネ商人であるガッビドンとサヴェイジがモリア国の首長アムラと契約を結び、最初の賃借人となる。それ以降、19世紀を通じて、同島の賃借権は、所有権者を主張する現地首長からほぼ独立した権利として、商

人や貿易会社といった様々な関係者の間を次々に相続、転売、転貸されていくことになる。たとえば、1890年代にマタコン島を交易拠点として利用しようとしたグラスゴーのテイラー・ラフランド社は、同島の所有者を主張する現地首長ではなく、1880年代にその賃借権を取得したボーデン社との間で10年間の賃貸借契約を結んでいたにすぎない。要するに転借（又借り）にはほかならなかった。ところが、マタコン島を転貸（又貸し）したはずのボーデン社自体も、実は現地首長となんら直接の賃貸借契約を結んではいなかったのである。このように、マタコン島の賃借権が1820年代に初めて設定されて以降、それは当初の賃貸借関係から離脱してしまい、マタコン島のびとや周辺首長の知らないところで商人や貿易会社の間を相続されたり、売買されたり、転貸されたりしていつてしまうのである。そして、マタコン島の賃借権を相続や購入によって獲得した利害関係者は、同島を事実上自分の所有物にほぼ等しいものとみなすようになっていく。

最後に、マタコン島の「領有」に関しては、1826年、シエラレオネ植民地総督マコーレーが現地首長らと条約を結び、イギリスによる「マタコン島の主権と領有」を認めさせた。しかし、当時アフリカ西海岸での領土拡大に慎重であったイギリス本国政府は、植民地政府が結んだこの1826年条約を受け入れず、マタコン島を正式の自国領土として認めようとはしなかった。その後、英仏両国は、1866年から1876年までの間、アフリカ西海岸の領土交換交渉を断続的に行ったが、結局、交渉は不調に終わってしまう。すると、本国政府間での領土交渉の不成功を受けて、シエラレオネとセネガルの植民地政府が、マタコン島を含むノーザン・リヴァーズでの勢力圏拡大競争を激化させるようになる。特に、セネガルは、マタコン島の賃貸借契約書を保管するベレイラの首長に接近し、フランスによる同島の領有権を認めさせた上で、1879年、同島を一時占拠した。このマタコン島事件は、同島の領有権が1826年以来イギリス側にあると主張するシエラレオネ植民地政府の強い反発を招いたが、結局、英仏本国政府間の交渉によって事態は収拾され、1882年にはマタコン島を正式に仏領と定める条約が両国間で調印される。その後、同条約はフランス議会によって批准を拒否され

たものの、両国政府間の事実上の合意として尊重された。そして、1891年、フランスがマタコン島を再占領し、やがて同島は仏領西アフリカに編入されていくことになる。

このように、史料をもとに19世紀のマタコン島の歴史を再構築してみると、ヨーロッパ列強諸国によるアフリカ植民地化が実際にはかなり複雑なプロセスであったことを改めて痛感させられる。「あるときヨーロッパ人の軍人・行政官がやってきて、アフリカ人の現地首長と保護・友好条約を結び、それを根拠に保護領（植民地）化が行われた」といった、アフリカの植民地化に関する一連の語り方は、なるほどそれ自体誤りではないかもしれない。しかし、そこからは実に多くの「歴史」が抜け落ちてしまっている。19世紀のアフリカでは、土地に関する法的権利というものが今日よりもはるかに流動的であるとともに、その使用・所有・領有の諸権利が相互に密接に関連していた。そこでは、ある土地に関して、複数のアフリカ人首長が所有権を主張したり、最初の賃貸借契約から離脱した賃借権が半ば所有権のようにヨーロッパ人商人の間を次々に相続や転売されたりした。また、ヨーロッパ列強諸国が異なる首長との条約を根拠に同じ土地の領有権を相互に主張し合ったり、住民、現地首長、植民地政府、ヨーロッパ本国政府などの間で、ある土地の領有権者をめぐって異なる認識がみられたりすることもけっして稀ではなかった。

こうした住民、首長、商人、宣教師、軍人、植民地政府、本国政府といった多くの利害関係者をも巻き込んだ、土地の使用・所有・領有をめぐる諸権利関係の混乱と錯綜は、19世紀のアフリカ各地で頻繁にみられたものであり、マタコン島の事例は、そうした動態の一端を如実に物語っている。

(注)

- (49) John D. Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*, London: Macmillan, 1963, pp. 26-64.
- (50) W. David McIntyre, *The Imperial Frontier in the Tropics, 1865-75: A Study of British Colonial Policy in West Africa, Malaya and the South Pacific in the Age of Gladstone and Disraeli*, London, Melbourne and Toronto: Macmillan, New York: St Martin's Press, 1967, p. 100.
- (51) *Report from the Select Committee on Africa (Western Coast); Together with the Proceedings of the*

- Committee, Minutes of Evidence, and Appendix*, British Parliamentary Papers, 1865 (412) V, (412-1). なお、決議の和訳にあたっては、平田雅博『イギリス帝国と世界システム』、晃洋書房、2000年、241-243ページに掲載された訳文を一部参考にした。
- (52) McIntyre, *The Imperial Frontier in the Tropics, 1865-75*, pp. 99-103; 平田『イギリス帝国と世界システム』、246-250ページ。
- (53) Hargreaves, “The French Occupation of the Mellacourie,” pp. 3-8.
- (54) 同条約の一部抜粋が以下の文献にみられる (André Arcin, *Histoire de la Guinée Française: Rivières du Sud, Fouta-Dialo, Région du Sud du Soudan*, Paris, 1911, pp. 337-338)。
- (55) 同条約の一部抜粋が以下の文献にみられる (*Ibid.*, p. 338)。
- (56) Hargreaves, “The French Occupation of the Mellacourie,” pp. 8-14.
- (57) たとえば、1854-1861年と1863-1865年の2度にわたってセネガル (サン・ルイ [Saint-Louis]) の総督を務めたフランスの軍人ルイ＝レオン＝セザール・フェデルブ (Louis-Léon-César Faidherbe) は、当時のフランスの西アフリカ植民地政策に最も大きな影響を与えた人物であるが、彼の野心は西アフリカ内陸部に広大な植民地帝国を建設することにあった (竹沢尚一郎『表象の植民地帝国——近代フランスと人文諸科学』、世界思想社、2001年、62-64ページ)。そして、フェデルブは、そうした植民地帝国のひとつの中心地をニジュール川上流域とみなし、そこへの長距離交易ルートをノーザン・リヴァーズのヌネズ川から開拓するといったことも考えていたようである (Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*, p. 125)。しかし、彼が西アフリカ内陸進出のルートとして何よりも重視していたのは、ノーザン・リヴァーズではなく、あくまでガンビアであった。
- (58) ガンビア植民地政府の歳入と歳出 (1850-1865年) は、以下の表のとおりである。

ガンビアの歳入と歳出 (1850-1865年) (単位: ポンド)

年度	歳入	歳出	歳入-歳出
1850	7,130	12,292	▲5,162
1851	11,345	16,102	▲4,757
1852	8,927	13,263	▲4,336
1853	11,622	15,127	▲3,505
1854	10,412	18,868	▲8,456
1855	11,063	14,753	▲3,690
1856	17,375	14,097	3,278
1857	16,434	17,737	▲1,303
1858	15,920	15,457	463
1859	15,599	16,962	▲1,363
1860	14,154	15,274	▲1,120
1861	16,162	16,492	▲330
1862	15,169	15,178	▲9
1863	17,263	19,325	▲2,062
1864	17,204	17,662	▲458
1865	14,758	17,151	▲2,393

(出所) C. W. Newbury, *British Policy Towards West Africa: Select Documents, 1875-1914, with Statistical Appendices, 1800-1914*, Oxford: Clarendon Press, 1971, p. 621.

- (59) Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*, p. 126.
- (60) *Ibid.*, p. 136.
- (61) 英仏の領土交換交渉の詳細については、たとえば以下の文献を参照されたい (Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*; McIntyre, *The Imperial Frontier in the Tropics*; “Proposals Which Have Been Made Involving the Cession of the Gambia to France, and Proceedings in Parliament in Relations Thereto,” November 1888, Doc. 197, in Michael

- Partridge and David Gillard, eds., *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part I, From the Mid-Nineteenth Century to the First World War, Series G, Africa, 1848-1914, Volume 19, West Africa: Diplomacy of Imperialism 1868-1895*, University Publications of America, 1996, pp. 265-272)。
- (62) Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*, pp. 214-222.
- (63) *Ibid.*, pp. 214-215.
- (64) “Statement of Sattan Dowoda,” in Skinner, *Thomas George Lawson*, pp. 120-121.
- (65) “Statement of Mallay Modoo, Alimamy Musa, Namina Dantoomah, Kallay Modoo, Mangah Woley, Keah Musa,” in Skinner, *Thomas George Lawson*, pp. 122-125.
- (66) キコンケ島は、スカーシーズ川河口部に位置する小島で、19世紀にはシエラレオネやフランスの商人などが商館を置き、落花生や木材などの交易を行った。
- (67) “Governor Rowe to Sir M. Hicks Beach,” 5 April, 1879, Doc. 45, in Partridge and Gillard, eds., *British Documents on Foreign Affairs*, p. 69.
- (68) G. N. Uzoigwe, *Britain and the Conquest of Africa: the Age of Salisbury*, New York, London and Lagos: NOK Publishers International, 1978, p. 74.
- (69) Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*, p. 226.
- (70) *Ibid.*, pp. 234-237.
- (71) “Anglo-French Convention,” 28 June, 1882, in Newbury, *British Policy Towards West Africa*, p. 175; Charles Bayle, ed., *Les Rivières du Sud, la Mellacorée et la Colonie de Sierra Leone*, Paris, 1890, p. 32.
- (72) C.W. Newbury, “The Tariff Factor in Anglo-French West African Partition,” in Prosser Gifford and WM Roger Louis, eds., *France and Britain in Africa: Imperial Rivalry and Colonial Rule*, New Heaven and London: Yale University Press, 1971, p. 234.
- (73) *Copy of Statement by P. Manning about Matacong*, n.d., MIP 177; *Mr & Mrs Manning to Mr Richard Philpott: Conveyance of the Island of Matacong*, 23 May, 1882, MIP 203b; *Mr Richard Philpott to the Matacong and North West African Company Ltd.: Conveyance of the Island of Matacong*, 3 April, 1883, MIP 207a; *The Matacong and North West African Company Limited with Messrs Jas. Bowden & Company: Mortgage of the Island of Matacong to Secure Balance of Account and Interest*, 14 April, 1883, MIP 209a.
- (74) *Written Statement of Facts by Norris & Sons*, 10 March, 1892, MIP 219.
- (75) 同社については、以下の邦文文献のなかにわずかながら言及がある（室井『連合アフリカ会社の歴史』、152ページ）。
- (76) *Facts Regarding Lease of the Island of Matacong, West Coast of Africa*, December 1891, MIP 230.
- (77) *Ibid.*
- (78) *Letter from R. H. Meade on behalf of Henry Thurstan Holland, 1st Viscount Knutsford, to Norris & Sons*, 31 December, 1891, MIP 19.
- (79) *Letter from T.V. Lister on behalf of Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil, 3rd Marquess of Salisbury, to Norris & Sons*, 22 January, 1892, MIP 22.
- (80) “The Reported Outrage on a British Subject,” *The Times*, 24 October, 1891, p. 9. 同記事のなかにみられる誤謬とは、テイラー・ラフランド社のエージェントにすぎないスミスをマタコン島の土地所有者 (landowner) としている点やフランスへのマタコン島の譲渡が1879年に行われたという記述などである。
- (81) *Letter from Francis Bertie on behalf of Salisbury to Norris & Sons*, 11 August, 1898, MIP 94.
- (82) Allen Howard, “The Role of Freetown in the Commercial Life of Sierra Leone,” in Christopher Fyfe and Eldred Jones, eds., *Freetown: A Symposium*, Freetown: Sierra Leone University Press, 1968, p. 41.

(参考文献)

- 小川了『奴隷商人ソニエ——18世紀フランスの奴隷交易とアフリカ社会』、山川出版社、2002年。
- 竹沢尚一郎『表象の植民地帝国——近代フランスと人文諸科学』、世界思想社、2001年。
- 永原陽子「カシキリ島は誰のものか——植民地分割と現代のアフリカ国家」、比較史・比較歴史教育研究会編『帝国主義の時代と現在——東アジアの対話』、未来社、2002年、43-55ページ。
- 平田雅博『イギリス帝国と世界システム』、晃洋書房、2000年。
- 真島一郎「西大西洋中央地域（CWA）とポロ結社の史的考察——シエラレオネ、リベリア、ギニア、コートディヴォワール」、『アジア・アフリカ言語文化研究』第53号、1997年、1-81ページ。
- 室井義雄『連合アフリカ会社の歴史 1879-1979年——ナイジェリア社会経済史序説』、同文館、1992年。
- André Arcin, *Histoire de la Guinée Française: Rivières du Sud, Fouta-Dialo, Région du Sud du Soudan*, Paris, 1911.
- Nemata Amelia Blyden, *West Indians in West Africa, 1808-1880*, Rochester: The University of Rochester Press, 2000.
- Charles Bayle, ed., *Les Rivières du Sud, la Mellacorée et la Colonie de Sierra Leone*, Paris, 1890.
- Peter B. Clarke, *West Africa and Islam*, London: Edward Arnold, 1982.
- Gustav H. K. Devenaux, "Sierra Leone and South Africa," *Africa*, Vol. 57, No. 4, 1987, pp. 572-575.
- André Donelha, *Descrição da Serra Leoa e dos Rios de Guiné do Cabo Verde (1625) / An Account of Sierra Leone and the Rivers of Guinea of Cape Verde (1625)*, Lisboa: Centre de Estudos de Cartografia Antiga, edition of Portuguese text, introduction, notes and appendices by Da Mota, Abelino Teixeira, and notes and English translation by P. E. H. Hair, 1977.
- Cyril Foray, *Historical Dictionary of Sierra Leone*, Metuchen, N.J. and London: The Scarecrow Press, 1977.
- Christopher Fyfe, *A History of Sierra Leone*, London: Oxford University Press, 1962.
- , "1787-1887-1987: Reflections on A Sierra Leone Bicentenary," *Africa*, Vol. 57, No. 4, 1987, pp. 411-421.
- John D. Hargreaves, "The French Occupation of the Mellacourie, 1865-67," *Sierra Leone Studies*, 1957, pp. 1-15.
- John D. Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*, London: Macmillan, 1963.
- E. Hertslet, *The Map of Africa by Treaty*, 1895 (new impression of the third edition, London: Frank Cass, 1967).
- Allen Howard, "The Role of Freetown in the Commercial Life of Sierra Leone," in Christopher Fyfe and Eldred Jones, eds., *Freetown: A Symposium*, Freetown: Sierra

- Leone University Press, 1968, pp. 38–64.
- John Matthews, *A Voyage to the River Sierra Leone: Containing An Account of the Trade and Productions of the Country and the Civil and Religious Customs and Manners of the People*, 1788 (new impression, London: Frank Cass, 1966).
- W. David McIntyre, *The Imperial Frontier in the Tropics, 1865–75: A Study of British Colonial Policy in West Africa, Malaya and the South Pacific in the Age of Gladstone and Disraeli*, London, Melbourne and Toronto: Macmillan, New York: St Martin's Press, 1967.
- Bruce L. Mouser, ed., *Guinea Journals: Journeys into Guinea-Conakry during the Sierra Leone Phase, 1800–1821*, Washington D.C.: University Press of America, 1979.
- , “Guinea-Conakry During the Sierra Leone Phase, 1750 to 1850,” in Mouser, ed., *Guinea Journals: Journeys into Guinea-Conakry during the Sierra Leone Phase, 1800–1821*, 1979, pp. 1–30.
- Harold D. Nelson et al., *Area Handbook for Guinea*, second edition, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1975.
- C. W. Newbury, “The Tariff Factor in Anglo-French West African Partition,” in Prosser Gifford and WM Roger Louis, eds., *France and Britain in Africa: Imperial Rivalry and Colonial Rule*, New Heaven and London: Yale University Press, 1971, pp. 221–259.
- , *British Policy Towards West Africa: Select Documents 1875–1914, with Statistical Appendices, 1800–1914*, Oxford: Clarendon Press, 1971.
- Michael Partridge and David Gillard, eds., *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part I, From the Mid-Nineteenth Century to the First World War, Series G, Africa, 1848–1914, Volume 19, West Africa: Diplomacy of Imperialism 1868–1895*, University Publications of America, 1996.
- Brian Roberts, *The Zulu Kings*, London: Hamish Hamilton, 1974.
- David E. Skinner, *Thomas George Lawson: African Historian and Administrator in Sierra Leone*, Stanford: Hoover Institution Press, 1980.
- Leo Spitzer, *The Creoles of Sierra Leone: Their Responses to Colonialism, 1870–1945*, Ile-Ife: University of Ile-Ife Press (African edition), 1975.
- Jean Suret-Canale, “The Fouta-Djalou Chieftaincy,” in Micahel Crowder and Obaro Ikime, eds., *West African Chiefs: Their Changing Status under Colonial Rule and Independence*, Ile-Ife: University of Ife Press, 1970, pp. 79–97.
- G. N. Uzoigwe, *Britain and the Conquest of Africa: the Age of Salisbury*, New York, London and Lagos: NOK Publishers International, 1978.
- Akintola Wyse, *The Krio of Sierra Leone: An Interpretive History*, London: C. Hurst & Co., 1989.

新聞

The Illustrated London News (London).

The Times (London).

一次史料

British Parliamentary Papers.

The Matacong Island (West Africa) Papers (Birmingham University Library, UK).